

女性差別撤廃条約に基づく第6回日本政府報告書
に対する日本弁護士連合会の報告書

2008年9月

目 次

はじめに	3
第1部総論	
1 序論	4
第2部	
第1条(女子差別の定義)	4
第2条(差別を撤廃する政策の追求のための立法等の措置)	5
第3条(女子の能力開発・向上の確保)	10
第4条(特別措置)	10
第5条(偏見及び慣習等の撤廃)	13
第6条(女子の売買等の禁止)	13
1 人身取引への取組	13
2 日本の性産業に関する一層詳細な情報	17
第7条(政治的及び公的活動における差別の撤廃)	17
第8条(平等の条件での国際活動への参加)	18
第9条(国籍に関する権利の平等)	18
第10条(教育の分野における差別の撤廃)	18
第11条(雇用の分野における差別の撤廃)	19
第12条(保健の分野における差別の撤廃)	25
第13条(他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃)	25
第14条(農村の女子に対する男女平等)	26
第15条(法の前分野における差別の撤廃)	26
第16条(婚姻及び家族関係にかかる差別の撤廃)	27

はじめに

国連経済社会理事会との協議資格を有する非政府組織である日本弁護士連合会は、女性差別撤廃委員会が2009年7月第44会期において審議をする「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約における実施状況に関する第6回日本政府報告書」に対して当連合会の報告を提出する。

当連合会は、1949年9月に設立され、わが国の全ての弁護士及び弁護士会を会員としている。弁護士会は、行政官庁や裁判所の監督に服さず、自治権を持ち、独立の法人格を有している。2008年9月1日現在の当連合会所属会員数は、約25,000（うち女性会員は約3600）名である。

弁護士は、弁護士法により、基本的人権の擁護と社会正義を実現することを使命とされている。

従って、これまで当連合会及び全ての弁護士会ならびに弁護士は、基本的人権を擁護し社会正義を実現するための活動として、女性に対する差別の撤廃、女性の権利の擁護及び地位向上のために、両性の平等に関する委員会を中心に継続的に活動してきた。

当連合会は、女性差別撤廃条約の日本における実施状況に関しては、1994年1月、第13会期女性差別撤廃委員会の日本政府報告審議にあたり、「女性差別撤廃条約の日本における実施状況に関する日本弁護士連合会の報告」を提出し、2003年7月第29会期同委員会の日本政府報告審議にあたり、日本政府第4回報告書に対する当連合会の意見書を提出し、2003年6月開催されたプレセッションWGに代表団を派遣し、担当委員によるNGOとの会議において情報を提供し、その後日本政府が提出した第5回報告書に対しても当連合会の報告書を提出した。

日本政府は、第29会期女性差別撤廃委員会から第4回及び第5回政府報告書に対して懸念事項、助言及び勧告を含む総括所見が出された後、雇用機会均等法の改正により間接差別の禁止規定を設け、女性に対する暴力についてはDV法の改正により保護の範囲を拡大し、人身取引については刑法改正により人身売買罪を新設するなど条約実施のための措置をとったが、間接差別の禁止、DV被害者の予防・救済、人身取引被害者の救済などはいまだに不十分である。また、同委員会から表明された懸念事項や助言及び勧告にもかかわらず、今なおわが国では男女賃金格差は是正されず、差別的な民法も改正されず、政策決定の場における女性の参画に大きな変化は見られず、選択議定書の批准にも至っていない。

当連合会は、日本政府が提出した第6回政府報告書が、第5回報告書作成後2006年6月までの条約実施の進展状況を中心として報告しているため、その後のデータも踏まえて、わが国における同条約の実施状況について同委員会の総括所見ならびに国連の

人権条約機関等による勧告がどのように生かされているかを検討し、特に2008年6月人権理事会総会において日本政府が普遍的定期的審査(UPR)作業部会がなした女性差別撤廃に関連する勧告を受け入れたことを高く評価して、女性差別問題の解決に向けて、現状に関する情報を広く公開することを要請し、以下、日本政府に対する条約審議にあたって政府が明らかにすべき事項及び日本政府が条約を実施するために取るべき措置を明らかにする。

以下、項目は日本政府第6回報告書を引用する。

第1部 総論

1. 序論

1 政府は2006年7月以降の女性差別撤廃条約の実施状況を早急に提出されたい。

2. 日本における男女共同参画施策の推進状況と女性の現状

17 大学・短期大学における教員について、教授・準教授・講師・助教ごとに、女性の教員の割合を報告されたい。また、高等学校・中学校・小学校について校長・教頭・主任・教諭ごとに女性の教員の割合を報告されたい。

19 政府は「学校教育及び社会教育において、自立の意識をはぐくみ、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る」とするが、そのような教育・学習がどのように行われているかを報告されたい。

24 賃金格差について、女性雇用者の半数あまりは非正規雇用者であるからパート・派遣を含めた賃金格差を報告すべきである。

2007年では女性の短時間労働者の給与水準は男性一般労働者の47,7であり、きわめて低い水準に置かれているのである。

26 女性雇用者に占める非正規雇用者の割合は2007年には53,4%にまで上昇している。男性雇用者の正規雇用者は81,8%に対し、女性雇用者の正規雇用者は46,6%であり、男性とは大きな差がある。

第2部 各論

第1条(女子差別の定義)

前回委員会審議・総括所見21項に表明された「差別の明確な定義がされていない」との懸念に対して、勧告22項「条約第1条に沿った、直接及び間接差別を含む、女性に対する差別の定義が国内法に取り込まれることを勧告する」に関してどのように対応したのか、報告されたい。

第2条（差別を撤廃する政策の追求のための立法等の措置）

1．自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に女性が男性と平等に参加することに対し残っている障害、それらの障害を克服するためにとられた措置

- 39 2004年7月男女共同参画会議において意見決定された「統計情報の収集・整備にあたり性別を把握するための新たな仕組みの検討」などの提言は、その後どのように生かされたのかを報告されたい。

2．差別に対する法的救済手段の有無とその効果

- 41 男女共同参画に関する施策に関する苦情及びその苦情に対する処理の内容を明らかにされたい。

44 人権機構について

日本がパリ原則に合致した国内人権機関を早急に設置すべきことは、自由権規約委員会、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会、女性差別撤廃委員会、子どもの権利委員会から勧告を受けている。2008年6月、日本政府は人権理事会総会において普遍的定期的審査（UPR）作業部会報告から受けたパリ原則に基づく国内人権機関の設置についての勧告を受け入れたところであり、早急にその実現が求められる。

日本政府は2002年3月に人権委員会の設置のための人権擁護法案を国会に提出したが、同法案は、同法案により設置される人権委員会は法務省の外局として実質的に法務大臣の所轄下に置かれ、政府からの独立性の点で問題があること、救済・保護の対象となる「人権」概念が明確でなく、公権力による人権侵害のうち、調査・救済の対象となるのは「差別と虐待」に限定されている等の致命的な欠陥があり、そのため、日弁連を始めとする広範な市民の反対があり、未だ国会において可決されるに至っていない。2005年には、人権擁護委員の資格について国籍条項を設けるという、内容が以前より後退し差別的な法案が提案されたことから、パリ原則に合致した国内人権機関の設置を求めている日弁連及びその他のNGOは、このような法案が国会に提出され採択されることに対し警戒を強め、国内人権機関の設置に向けた動きは進展しないままである。

- 46～47 裁判官、検察官および司法関係者に対するジェンダー問題に関する研修について、その対象者、頻度、内容などを具体的に報告されたい。

- 47 委員会の勧告パラ358後段は、「条約についての、とりわけ間接差別の意味と範囲についての、特に国会議員、司法関係者、法曹一般を対象とした意識啓発のキャンペーンを行うこと」を勧告している。裁判官に対する研修・研究会の実施について、間接差別の意義と範囲については、どのような研修・研究会が行われたか具体的に報告されたい。

3. 女性に対する暴力に関する情報

48 女性に対する暴力を根絶するための基盤整備として、「社会的認識の徹底」の他には、どのようなことを行ってきたか。女性に対する暴力が女性の社会的・経済的地位の低さに多く起因している点と暴力根絶を結びつけた施策を明らかにされたい。

(1) 配偶者からの暴力の取り組み

49 第16条で記載する。

(2) 女性に対する犯罪の防止

50 刑法改正後の強姦罪、強制わいせつ罪、強姦致死傷罪、集団強姦罪及び集団強姦等致死傷罪による処理状況（認知数、起訴数、第一審での判決結果）を報告されたい。特に、強姦罪、強制わいせつ罪、強姦致死傷罪では、改正前と比べてどのような変化が起きているか。

51 2006年以降はどのように変化しているか。

52、56 性犯罪被害者への事情聴取等を行うための、警察官、相談員等への教育はどのように行われているか。その教育の中で、性犯罪の原因はどのように教えられているか。

全国の警察署のうち、女性警察官等が女性被害者への事情聴取等を行っていない警察署の割合はどの程度か？そこでは、どのように対応しているのか。

54 ストーカー事案での被害者保護活動の実際はどのようなものであるか。

2006年以降の数字を示されたい。

57 配偶者からの暴力の被害者の親族や支援者等について、2007年改正DV防止法の保護命令とストーカー規正法の適用の関係は、どのようにになっているのか。

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントの被害は深刻であるにもかかわらず、多くは表面に現れず、職場、教育現場など、社会のあらゆる分野で蔓延している。それは、社会のあらゆる場における男女の不平等と力関係の差を背景に起こりうるものであるから、その除去のためのプログラムが必要である。教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの全国的な実態把握を早急にするとともに、国又は地方公共団体において、各学校に対して、苦情処理窓口の設置及び教職員を対象とした研修などの対策を講じるよう指導していくとともに、教育内容のジェンダー・フリー化がすすめられなければならない。職場においては2007年4月施行の新雇用均等法において、使用者のセクシュアル・ハラスメント対策の

配慮義務が「措置義務」に強化され、雇用均等法が定める調停など紛争解決援助及び企業名公表の対象とされることとされたが、さらに明確な禁止規定と被害者の迅速、適正な救済のための機関の創設、制度の整備が必要である。

- 60 2006年以降のデータを報告されたい。
- 62 改正雇用均等法に基づき雇用者がセクシュアル・ハラスメント防止対策を講じているか否かについて、実態調査はなされているか。なされているのであれば、企業の規模別の数及び割合などを明らかにされたい。
- 64 雇用均等室に配置した専門的知識・技術を持ったセクシュアル・ハラスメント・カンセラーについて、その人数と配置済みの雇用均等室数を報告されたい。また雇用均等室が受けた相談数と対応内容を報告されたい。
- 65 省庁の苦情処理体制はどのように整備されたのか、寄せられた苦情のデータ及びその苦情に対する処理はどのようになされたのか報告されたい。
- 67 人事院規則10-10の改正後のセクシュアル・ハラスメント防止対策について必要な措置はどのように講じられたのか、報告されたい。
- 69~70 国は、大学をはじめとする教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための対策を早急を実現すべきである。

国立大学法人及び公立学校のみならず広く教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの実態と防止のための取り組みの問題点をどのように把握しているか。防止規程の適切な運用がされているかを調査しているか。調査されているのであれば、その結果と改善点を明らかにされたい。

セクシュアル・ハラスメントを引き起こす根本原因に切り込むジェンダー教育はどのように行われているのか明らかにされたい。

- 69 国立大学法人及び公私立大学におけるセクシュアル・ハラスメント被害の実情および、相談体制の整備状況、相談件数及び相談に対する対応措置について報告されたい。
- 70 公立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの被害状況、セクシュアル・ハラスメントによる教職員の懲戒データ、苦情のデータ、苦情に対する対応を報告されたい。

(4) 性・暴力情報からの青少年の保護

- 77 インターネット上の違法有害情報に関する通報の受理、通報、ISP等への削除依頼のデータ及び、官民一体となったホットラインによる、有害情報対策に関するデータを報告されたい。
- 82 文部科学省の行った事業は、学校教育の現場でどのように活かされているのか。

(5) 売買春に対する取組

- 83 売春事犯の実態はどのようになっているのか。風営法及び児童買春・児童ポルノ法の運用の実態はどのようになっているか。特に風営法の下で行われている性交類似行為に従事している女性の実態についての調査をしているか。これらの調査結果があれば報告されたい。
- 84 国は、児童買春・ポルノの防止のために今後さらにどのような立法措置を講じるかを究明すべきである。

(6) 暴力根絶に向けた運動

- 85～89 女性に対する暴力に関する専門調査会及び内閣府がこれまで行ってきた調査結果は、暴力防止の具体的施策にどのように反映されてきているか。

4. アジア女性基金について

- 91～97 「従軍慰安婦」問題について、

政府は、第二次大戦中の日本軍による「従軍慰安婦」問題の被害者らの代表との協議を可及的速やかに行って被害者らの要望をくみ上げ、「従軍慰安婦」問題の被害者に対する法的責任に基づき、真相の究明、公式謝罪、法的賠償等の必要な被害回復措置を速やかにとるべきである。

政府はアジア女性基金による取り組み及び「基金を通じたこれまでの国民及び政府の取り組みの説明を引き続き努力していく。」旨報告しているのみで、政府には国連人権条約機関の勧告に従い「従軍慰安婦」問題を解決する姿勢が全く見られない。

第29会期女性差別撤廃委員会は、第4回及び第5回政府報告に対する総括所見第361, 362において、「いわゆる『従軍慰安婦』問題に関しては第2回、3回報告の審議以後にとられた措置について、日本政府が提供した情報を評価しつつ、委員会はこの問題についての懸念が継続していることを留意する」として、日本政府が「いわゆる『従軍慰安婦』問題を最終的に解決するための方策を見出す努力を行うことを勧告する」とした。なお同委員会は第2、3回報告書に対する総括所見において「第2次世界大戦中の女性に対する性的搾取に関する問題を真剣に反映していないことにつき失望の意を表明した。委員会は、日本の本条約に関する約束が、日本に対し、外国人及び移民の女性を含むすべての女性の十分な人権の保護を確保することを要求するものであることに留意した」と懸念を表明し、日本政府に対し、「戦争に関連する犯罪を取り扱うため具体的かつ効果的な措置をとること及びその措置につき次回の報告で委員会に報告することを推奨する」としていた。

社会権規約委員会は、第4回政府報告に対する総括所見第53項において、「委員会は、遅きに失する前に、『慰安婦』の期待に添うような方法で犠牲者に対し

て補償を行うための手段に関し、締約国が『慰安婦』を代表する組織と協議し、適切な調整方法を見出すことを強く勧告する。」と要求した。社会権規約委員会の上記総括所見が示した「…奴隷類似行為の対象となった女性に対する不十分な保護」との懸念事項は、第二次大戦中の日本軍による「従軍慰安婦」問題の被害者に対する政府の原状回復措置の不十分さをも念頭においていると考えられる。

2007年7月27日にアメリカ合衆国下院で採択された第二次大戦中の日本軍による戦時性奴隷制に対する非難決議も、同制度の被害者に対する政府の原状回復措置の不十分さを直接非難するものである。しかし上記下院決議に対し、政府は「事実誤認に基づくものである」などとして、現時点までに何ら原状回復措置を講じようとしていない。また、政府は、女性差別撤廃委員会や社会権規約委員会の上記要求についても、現時点まで無視し続けている。

政府は2008年6月12日国連人権理事会において、UPRの作業部会の報告書に示された従軍慰安婦問題についての国連メカニズム(女性に対する暴力報告者、女性差別撤廃委員会、拷問禁止委員会)の勧告に真摯に対応することとの勧告を、受け入れないし検討するとの約束をしなかった。

5. マイノリティー女性について

98~100 政府はマイノリティー女性の抱える問題の取り組みについて報告をしているが、実際どのような状況にあって、どのような問題を抱えているのか情報がない。

前回審議及び委員会総括所見29項において指摘されたマイノリティー女性の状況について、教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害等に関する実情についてのデータを報告すべきである。

なお政府は前記人権理事会本会議において、UPR作業部会報告で示された第8項のマイノリティー女性が直面している問題に対応することとの勧告を受け入ることを明確にした。

103 政府は女性差別撤廃条約選択議定書に関し、未だ批准をしない理由を説明することもなく、「締結受け入れを行っておらず、現在検討中である」と記述するのみである。

日本政府が国際人権条約上のすべての個人通報制度のための選択議定書を未だに批准はおろか署名すらせず、また、受諾宣言を行っていない点も、主要な人権条約の誠実な履行からは、かけ離れた態度である。日本は、人権理事国として人権の分野で国際的に積極的な役割と責務を果たそうとする以上、自国の管轄内にいる個人を国際的な人権保障制度である個人通報制度を利用できない状態に置くことは許されない。2008年6月12日人権理事会総会において、

政府は5月のUPR作業部会報告に示された勧告について、自由権規約第二選択議定書を除く人権条約・選択議定書の批准を検討することを約束しており、早急に、全ての個人通報制度の受諾が求められる。

第3条（女子の能力開発・向上の確保）

104～114

わが国社会は格差が拡大している状況にある中で、母子家庭は多くの困難に直面している。母子家庭の生活に関する所得、住居、就業状況等のデータを明らかにし、母子家庭が抱える問題及び、その対策について報告されたい。なお第13条に詳述したので参照されたい。

第4条（特別措置）

1. 国の政策・方針決定過程への女性の参画

国の審議会等委員の女性の割合は低く、今後は、女性の割合が極端に低い審議会等に対し、ポジティブ・アクションを行うべきである。地方公共団体については、国はまずポジティブ・アクションの重要性について各自治体の理解を深め、取り組みを促すべきである。

第29会期女性差別撤廃委員会は、第4回及び第5回政府報告に対する最終コメントにおいて、「委員会は…国会、地方議会、司法、外交官などのハイレベルの、選挙で選ばれる機関において、また市長、検察官、警察官としての女性の参加が低いことについて懸念を有する」「委員会は、締約国が、公的活動のあらゆる分野、特にハイレベルの政策決定過程に女性が参画する権利を実現するため、なかでも条約の4条1項に基づく暫定的特別措置の実現を通じ、政治的・公的活動における女性の参加を拡大するためのさらなる取り組みを行うことを勧告する。委員会は、締約国が、将来の女性指導者への訓練プログラムを支援すること、男女共同参画実現のためには意思決定過程への女性の参画が重要であることを啓発するキャンペーンを実施することを要請する」と指摘した。

しかし、日本においては、政策方針決定過程、就業分野における女性の参画は、依然、極めて低い。国会議員に占める女性の割合は2008年4月現在、衆議院9,4%（480名中45名）、参議院18,2%（242名中44名）である。国家公務員管理職のうち本省課室長・地方機関の長級及び指定職において女性が占める割合は2005年度で1,7%、本省課長補佐・地方機関の課長級において女性が占める割合は2006年度で5,9%と、なお低水準である。また、種試験等の事務系区分について2007年度の採用者に占める女性の割合は25,1%で前年より増加しているが、試験種別にみた採用者に占める女性の割合は、一貫して、種試験等、種試験等、種試験等の順で高くなっており、ハイレベルの政策決定過程になるほど、採

用者に占める女性の割合は低い。また、在職者に占める女性の割合は上位の役職ほど低い。国の審議会等における女性委員の割合は2007年度で32.3%、女性の専門員等の割合は13.9%である。

116 国の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、暫定的特別措置をとっているか否か、然りのときはその内容も報告されたい。

118 最新のデータを報告されたい。

119 各府省における女性の採用・登用等の推進に向けた計画の策定状況およびその内容を報告されたい。

120 「政府全体の目標」の内容を報告されたい。

122 最新のデータを報告されたい。

124 採用試験の合格者に占める女性の割合について定めた「新たな目標」を報告されたい。

2 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

125 都道府県・政令指定都市における審議会等委員への女性の参画目標値や目標期限の設定状況およびその内容を報告されたい。その進展状況も合わせて報告されたい。

126 最新のデータを報告されたい。

128 地方公共団体における女性の管理職登用目標の設定状況、女性管理職を対象とする研修の頻度及び内容、管理職に占める女性の割合（役職別）を報告されたい。

3 企業、教育・研究機関、その他の各種機関・団体等の取組の支援

129～134 ポジティブ・アクション

(1) 一定範囲の事業主に性別による差別是正のための積極的措置を講ずべき義務を課すとともに、その推進のための規定を設けるべきである。均等法には第8条に女性に対するポジティブ・アクションは法違反とならないことを明記されている。

しかし、政府は2006年男女雇用機会均等法を改正し、改正法第8条に女性に対するポジティブ・アクションは法違反とならないことを明記し、2007年4月1日から施行された。

ポジティブ・アクションに取り組む企業割合は、平成12年から平成15年については上昇したが、近年は低下している。このように企業の自主的取組みのままでは、取組みを行なう企業の増加は見込めない。このことから、法律上事業主への実情報告、計画策定とその実践について努力義務ではなく措置を講じることを義務化する必要がある。

(2) 日本政府第6回報告は、「3 企業、教育・研究機関・その他の各種機関・

団体等の取り組みの支援」において、ポジティブ・アクションについて述べるにとどまっている。そして、ポジティブ・アクションに対する援助については、事業主が実施状況の開示を行なう又は開示しようとする場合に事業主に対して国が相談その他の援助を行なうことができる規定を追加するにとどまっている。

政府は、この均等法の規定による援助が、委員会の上記最終コメント及び一般勧告第25条が求める暫定的特別措置にあたるかと考えるのか、明らかにされたい。

(3) 政府は女性差別撤廃委員会の一般的勧告25号及び前回審議の最終所見370項による勧告を受けて、日本政府のとした施策、あるいは今後とることを検討している施策を、報告されたい。

(4) また政府報告129～134項に記載したポジティブ・アクションが男女労働者間の事実上の格差を解消するためにあげている効果について報告されたい。

一般勧告第25号(第30会期、2004年)は、第4条1項暫定的特別措置の採用等について、締約国に対し具体的な勧告を行っており、36項においては、「締約国は、条約の関連条項の下で特定の分野について講じられる暫定的特別措置のタイプについて報告すべきである。条項の下での報告は、具体的な目的と目標、予定表、特別な措置を選択した理由、かかる措置に女性がアクセスできるようにする手段、実施と進展に関し責任がある機関についての言及を含むべきである」と求めている。

第5条(偏見及び慣習等の撤廃)

145

(1) 「男女共同参画の理念や『社会的性別』(ジェンダー)の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないう」とあるが、具体的にどのような誤解があるのか、どのような恣意的運用・解釈があるのかを明らかにされたい。

(2) また、日本におけるいわゆる「ジェンダー・バッシング(ジェンダーフリー・バッシング)」の状況はいかなるものであるのか、明らかにされたい。

159 メディアの政策方針決定において、ジェンダーの視点が不可欠であり、メディアが女性管理職を増やす努力をするよう政府は支援をすべきである。

マスメディアに従事する女性労働者の割合及びそのうち役職者に占める女性の各割合等の統計資料を提出されたい。

161,162

(1) 男女共同参画に関する世論調査の結果、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてについては世代により意識が異なるという指摘があるが、このような結果に基づく具体的取り組み(60歳以上を対象とする取り組み)を検討しているのか、している場合はその具体的内容を報告されたい。

- (2) 日本においては、ジェンダーに対する誤解（特にジェンダーバッシング）が根強いことについて、より詳しく報告されたい。
- (3) また、様々な取り組みをしているにもかかわらず、固定的役割分担意識を語る指標である「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については依然として男性においては、賛成（49.7%）が反対（43.3%）を上回っていることについて、その原因はどこにあると把握しているのか、その原因について明らかにされたい。

第6条（女子の売買等の禁止）

1、人身取引への取組

- (1) 国は、人身取引被害者の行為が何らかの処罰規定に違反する場合であっても、それが人身取引の被害者として置かれた状況と直接的な因果関係のある行為である場合には、被害者保護を行う専門機関にその者の保護を要請し、以後の捜査も慎重に行うべきである。
- (2) 国は、適法な在留資格を有しない外国人が人身取引被害者である場合、適法な在留への変更は、法務大臣の裁量に在留の許否を委ねる在留特別許可制度によるのではなく、権利としての在留を認めるようにすべきである。
- (3) 国は、婦人相談所をあくまでも人身取引被害者の緊急保護のための施設として位置づけ、その後の保護支援のために、専門的スタッフを配置し被害回復に向けたプログラムと資金を持つ専門機関としての人身売買被害者支援センター（仮称）を設置すべきである。さらに、民間シェルターに対しては、施設維持費・人件費等の直接的かつ十分な財政援助を行うべきである。
- (4) 国は、人身取引被害者支援センター（仮称）の設置、民間シェルターへの財政援助一時保護中及びその後「定住者」等の長期の安定した在留資格を取得できるまでの間の住居・医療・生活費等の根拠となり、人身被害者保護支援対策を包括する、人身被害者保護法（仮称）を制定すべきである。
- (5) 国は、風営法及び「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下、児童買春等防止法という）」の運用の実態を調査し、女性の人身売買、児童の買春・ポルノの防止のために今後更にどのような立法措置を講ずるべきかを究明すべきである。

170 被害者が自ら加害者の下を逃げ出し警察に保護を申し出た場合は別として、風俗店への警察の強制捜査の際等に発見された者は、たとえ人身取引被害者であっても、直ちに警察がこれを確認できない場合には、入管法違反等の法律違反を理由に逮捕される可能性が強い。その後の捜査により警察がその者を人身取引被害者と認めれば保護の対象となるが、そうでない限り被害者であっても保護の対象からはずされる虞が強い。また、人身取引は国境を越えて多くの加

害者が関与する犯罪であり、少なくとも被害者の出身国と受入国の二か国には加害者がいるため、出身国と日本の双方で被害者及びその家族や関係者の安全を確保することが最低限必要である。しかし、現時点ではそのための有効な対策は存しない。

日本政府の一連の法改正は、加害者処罰に重点を置くあまり、被害者保護と自立支援への目配りが不十分であるとの感を否めない。国は、包括的かつ効果的対策の実施のため、被害者の保護・支援、被害者の法的地位、帰国、情報交換、法執行機関等の職員に対する教育訓練、被害防止、国及び都道府県の基本計画策定、NGO等との協力、国家間・国際地域間の協力、これらの実施状況についてのモニタリング・評価と年次報告等を定めた人身取引被害者支援法（仮称）を制定すべきである。また、国は、この支援法に基づき人身取引対策全般を所管する責任部局を設置し、かつ関係省庁及びNGOによる特別作業グループを設置すべきである。

日本政府はこのような被害者支援法を制定する予定があるかを報告されたい。

また、人身取引議定書3条は、性的搾取のほか、「強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷若しくはこれに類する行為、隷属」などの労働搾取を目的とする行為も人身取引に含まれることを明示している。日本政府の「労働搾取」を目的とする人身取引に対する対策を報告されたい。

175 在留資格について、適法な在留資格を有しない外国人が人身取引被害者である場合、その保護と自立支援のためには、適法な在留への変更は、法務大臣の裁量に在留の許否を委ねる在留特別許可制度によるのではなく、権利としての在留を認める制度が必要である。具体的には、a) 暫定的な仮滞在制度、b) 人身取引被害者認定を受けたものへの「定住者」在留資格の付与、c) 入管から独立した第三者機関による不服申立制度、を内容とする人身取引被害者認定制度（仮称）の創設を検討すべきである。その際、加害者処罰への協力を在留資格付与の要件とすべきではない。

178～180 最新のデータを報告されたい。

180 監禁された状態で発見された場合を除いて、人身取引の被害者であるか否か判断が困難なケースが少なくないと危惧されるので(170参照)、人身取引の被害者であるか否かの認定について、誰がどのような具体的基準で認定するかを報告されたい。また、本人が人身取引被害者であると主張しながら日本政府が被害者と認定しなかった者の人数や理由を報告されたい。

181 関係機関等と緊密に連携して収集した人身取引等の関連情報の分析結果を報告されたい。

183, 184 最新のデータを報告されたい。

183 人身取引被害者保護のための施策について

人身取引被害者の心身の回復のための施策は貧弱である。DV被害その他の理由で保護を必要とする女性のための公的シェルターは、都道府県が設置する婦人相談所だけであるが、政府は人身取引被害者の保護もこの婦人相談所で行うとして、各都道府県にその受け入れを要請している。しかし、婦人相談所は、DV被害者への対応においてすら人員や施設面での不備が指摘されているうえ、そこでの滞在可能期間は原則2週間(延長しても4週間)程度に限定され、人身取引の背景や被害者の状況に詳しいスタッフや適切な通訳の常駐もなく、独自に医療やカウンセリングを提供する制度もない。婦人相談所は、衣食住の提供はできても、人身取引被害者に関してそれ以上の保護支援のためのプログラムや資金を持っておらず、ここでの保護には限界がある。

もっとも、人身取引被害者は日本各地におり、被害者と地理的に近い機関が迅速に緊急保護を行うために、全都道府県にある婦人相談所を活用することには、意味がある。しかし、婦人相談所で人身取引被害者の保護支援を行うことの限界は上述のとおりであり、あくまでも緊急保護のための施設として位置づけるべきである。その後の保護支援のために、国はその責任と資金で、専門的スタッフを配置し被害回復に向けたプログラムと資金を持つ専門機関としての人身取引被害者支援センター(仮称)を設置すべきである。

民間シェルターは、同センターの設置前は被害者保護を担当する主要機関として、同センター設置後は同センターと連携して被害者保護を行う機関として、重要な役割を果たす。従って、国は民間シェルターに対し、施設維持費・人件費等の直接的かつ十分な財政援助を行うべきである。

なお、生活保護を始めとする社会保障制度は、原則として「国民」のみを対象とし、外国人には「定住者」等長期の安定した在留資格を有する場合にのみ準用されており、人身取引被害者の殆どは準用対象ではない。従って、被害者の医療費・生活費・住居費等は何保障されない。

人身取引被害者保護・支援のための専門機関を設置する予定があるか、報告されたい。また、婦人相談所のスタッフに対する研修、通訳、医療とカウンセリングの実施について、実態を報告されたい。

184 民間シェルターに対する財政的援助の詳細を報告されたい。

実際に人身取引被害者を受け入れているのは民間シェルターであるが、継続的に受け入れている所は全国で2箇所しかない。いずれも大変な努力と貢献をしているが、適法な在留資格のない被害者のためには公的助成も受けにくく、財政的に大変厳しい状況が続いている。2005年4月から、人身取引被害者が婦人相談所を經由して民間シェルターに入所した場合は、一時保護委託費として一日1人あたり6500円が政府と都道府県から民間シェルターに支払

われることになったが、これでは十分な保護ができないし、民間シェルターへの施設維持費・人件費等の直接的な援助は依然行われていない。国は民間シェルターに対し、施設維持費・人件費等の直接的かつ十分な財政援助を行うべきである。

- 188 日本国内における需要の抑制について、実態の調査研究、搾取的商業的性サービス及び搾取労働に対する需要を産み出す要因の分析、加害者・潜在的加害者への学校教育・社会教育・メディア等を通じての人権啓発・情報提供、結婚紹介・職業紹介・旅行・旅客輸送・ホテル・エスコートサービス等を行う法人・団体に対する啓発・情報提供のほか、性産業の法的規制の在り方及びその内容についての検討も必要である。

需要の抑制について、法改正を含めいかなる対策を講じているかを報告されたい。需要の抑制の見地から広報啓発活動を実施している場合は、その具体的内容も報告されたい。

2. 日本の性産業に関する一層詳細な情報

- 198 売春関係事犯にかかる刑法及び風俗営業法違反の検挙件数も報告されたい。また、不起訴理由の概要を報告されたい。
- 199 女性達の入国及び滞在、飲食店等における稼働を援助・指示・強制等する者について、その実態とこれらの者の検挙件数を報告されたい。また、買春者の実態を報告されたい。
- 206 児童買春・児童ポルノ禁止法は、児童買春等の目的で児童を同意の下に日本に連れてきて売春させる行為は処罰対象ではない。この点に関する対策を報告されたい。
- 209 国は、風俗営業の適正化に関する法律および児童買春等防止法の運用の実態を調査し、児童の買春・ポルノの防止のために今後さらにどのような立法措置を講ずるべきかを究明すべきである。
- 児童買春及び児童ポルノ事犯について、法の運用の実態を報告されたい。また、買春者・需要者の実態、並びに買春者、ポルノの製造者・流通関与者および一般社会に対する教育・啓発その他の措置を報告されたい。
- 210 旅行業法 13 条 3 項違反の摘発件数を報告されたい。旅行業者に対する国の指導監督の詳細を報告されたい。
- 221 売春事犯に絡んで発見された外国人女性のうち適法な在留資格を有しない者について、その者が「人身取引等の被害者」と認められなかった場合に受ける処遇を報告されたい。
- 222 満 18 歳以上の女性に対する買春及びポルノ事犯について、買春者・需要者の実態を報告されたい。また、買春者、ポルノの製造者・流通関与者および一

般社会に対する教育・啓発その他の措置を報告されたい。

第7条（政治的及び公的活動における差別の撤廃）

223 国は、議会、公務部門及び行政部門における高いポストへの女性の就任における更なる男女平等を実現するため、議会、公務部門及び行政部門における高いポストに最低限一定割合の女性の就任が可能となるような措置を講ずるべきである。

（1）女性の国及び地方議会、公務部門及び行政部門における高いポストへの女性の就任が少ない原因は何か。改善のための具体策として、どのようなことを行う計画があるか。

（2）一定割合の女性の就任が可能となるような措置を講じる考えはあるのか。

第8条（平等の条件での国際活動への参加）

240 女性大使の割合が極めて低い原因は何か明らかにされたい。そして女性比率を高めるためにどのような対策が講じられているのか報告されたい。

第9条（国籍に関する権利の平等）

政府報告には9条に関する言及がないが、国籍に関する日本国内の動向としては、以下の点を指摘することができる。

すなわち、これまで国は、日本人を父、外国人を母とする子供であっても、両親が法律上の婚姻をしていない、いわゆる婚外子については、出生後に父の認知を受けても、日本国籍を認めないものとしてきた。この点、女性差別撤廃委員会は、第4回及び第5回政府報告審議総括所見（2003年7月採択）において、戸籍、相続権に関する法や行政措置における嫡出でない子に対する差別及びその結果としての女性への重大な影響に懸念を表明するとともに、民法に依然として存在する差別的な法規定を廃止し、法や行政上の措置を条約に沿ったものとするを要請した（371、372項）。

日本弁護士連合会も、1996年6月、このような国籍法の解釈は、憲法14条1項の規定する法の下での平等に反する差別であり、国際自由権規約24条や子どもの権利条約2条にも違反するものとして、解釈運用を改め、また疑義のないように国籍法を改正するよう、政府に対し警告を行うなどしていた。

本年（2008年）6月4日最高裁判所は、日本人父と外国人母の間に生まれた後、父から認知を受けた子供に日本国籍があることの確認を求める訴訟につき、子供に日本国籍があることを確認する判決を言い渡した。

日弁連としても、今回の判決は、これまでの上記取り扱いにつき、国際人権基準に従って違憲と断じる画期的な判決であるとして、高く評価するものである。

第10条(教育の分野における差別の撤廃)

259 大学及び大学院における専攻分野に男女間にある偏りについて、進学率に関する、学部別男女別のデータを報告されたい。また女性研究者、大学教員増加の必要性について言及されたい。

第11条(雇用の分野における差別の撤廃)

1. 雇用機会均等確保対策の推進

() 間接差別の禁止

286 ~ 290

政府は、2007年4月施行の新「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」において禁止する間接差別を省令に限定列挙するもののみとしているのを、指針に委ねる例示列挙とすべきである。また、「賃金」についても、直接差別のみならず間接差別を禁止し、同法による救済の対象となることを明確にすべきである。

日本政府は、上記新「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」において、間接差別の禁止について一応の規定を設けたものの、禁止される間接差別は同法において限定列挙されたものに限定されるとした。そのため、例えば、住民票上の世帯主か否かによって社内融資や保養施設の利用等の福利厚生適用につき取扱いを異にしている場合や、処遇の決定に当たって正社員を有利に扱ったり、福利厚生適用に当たってパートタイム労働者を除外したりしている場合などは間接差別禁止の対象に入らないことになり、救済される範囲が極めて狭いものとなっている。

288 「今後、判例の動向や労使のコンセンサスの状況等を見つつ機動的に追加・見直しを図る」とあるが、厚生労働省令の今後の機動的な追加・見直しのための具体的な計画、そのための情報収集の方法、現在までに得られた情報を報告されたい。

299 (1) コース別の雇用管理の実態について、コース別雇用管理制度実施企業の割合(違ったコースにいる男女の数、総合職に占める女性の割合、一般職に占める女性の割合)について、2000年以降の年次毎の情報を提供されたい。

コース別雇用管理制度の男女間賃金格差、昇給・昇格格差への影響についての検討の有無及びある場合にはその結果を報告されたい。

(2) 均等法第10条に基づく「募集及び採用ならびに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適切に対処するための指針」において、法違反の判断を雇用管理区分ごとに行なうとしている部分を削除すべきである。

均等法第10条に基づくコース別雇用管理制度は、均等法制定・施行前後が

ら大企業を中心に導入され、コース別雇用管理が「あり」とする企業の割合は1989年には2.9%であったが、2006年には11.1%になっている。5000人以上規模の企業においては、1989年に47.3%、2006年には55.0%となっている（厚生労働省女性雇用管理基本調査、2006年度）。

2002年11月厚生労働省発表の「男女間賃金格差問題に関する研究会報告」においては、コース別人事管理制度を取っている企業の方が、これを取っていない企業より、男女間賃金格差の大きいことが指摘されている。また、2004年7月23日に同省が発表した「コース別人事管理制度の実施状況と指導状況について」でも、コース別人事管理制度を採用している企業で、総合職に占める女性の割合は3%にとどまっている。コース別雇用管理制度の導入されている企業では、賃金が低く昇進の遅いいわゆる「一般職」という雇用区分に殆どの女性が振り分けられ、その結果、女性が不利益を受けており、このことが賃金などの男女間格差が進まない大きな要因のひとつになっている。

コース別雇用管理制度のように、かつての男女差別の取り扱いが指針にいう「雇用管理区分」による違いであるとされ、男女差別が温存されている実情がある。従って、法違反の判断を「雇用管理区分」毎に行うという枠組自体を廃止すべきである。

2. 多様な就業形態における就業条件の整備

(1) パートタイム労働

女性労働者の非正規労働者の割合が増加し、女性の正規労働者の割合が男性と比べて大変低いことは本報告書第1部総論26項に記載したとおりである。

賃金格差については、厚生労働省「賃金構造基本調査」によると、男性一般労働者を100とした場合の女性一般労働者の給与水準は、1989年が60.6%、2007年が68.1%、女性短時間労働者の給与水準は、1989年が42.9%、2007年が47.7%となっており、女性一般労働者と男性一般労働者との賃金格差も依然として大きい。女性短時間労働者と男性一般労働者との賃金格差は、さらに非常に大きいままである。

政府は、2007年5月パートタイム労働法を改正し、改正法（以下「改正パート労働法」と言う。）は2008年4月1日施行された。

改正法は、パートタイム労働者を「通常の労働者と同視すべき短時間労働者とそれ以外の短時間労働者とに分け、前者についてのみ差別的取扱いを禁止している。そして、「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」とは、以下のないしの要件を全て満たす者に限られている。

業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）が

当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（以下「職務内容同一短時間労働者」という。）

期間の定めのない労働契約を締結している者（反復して更新されることによって期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含む

当該事業所における慣行その他の事情からみて、雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更と同一の範囲で変更されると見込まれるもの。

ところで、同法が規定する「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」は、パートタイム労働者総数約 1200 万人のうち 50～60 万人に過ぎないと報道されている。

従ってこのような規定では差別是正の実効性がないと言わざるをえない。また、 の「責任の程度」とは、何に対し、どのような責任を指すのか不明確であるし、 の「配置」の変更（転勤を含む）が見込まれることを要件とすることは、配置に容易に応じられない家族的責任を有する労働者の差別、権利侵害につながりかねず、いずれも不相当である。

このような規定では、差別を訴える労働者が、自らが ないし の要件に該当することを主張立証しなければならないが、それは極めて困難である。

なおパートタイム労働法は、週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者をその対象としている。しかし、日本には、「パートタイマー」の呼称の下に正社員と同時間働く労働者が古くから存在しており、フルタイム・パートタイマーと呼ばれ、賃金その他の労働条件について、短時間労働者であるパートタイマーと同様に差別されてきている。その大半は女性であり、フルタイム・パートタイマーに対する差別の是正も、重要な課題である。

307～308

- (1) 改正パートタイム労働法における「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」の実数あるいは割合、その男女比、差別の是正の実態について、報告されたい。
- (2) 「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」以外の短時間労働者についても各々の類型ごとのパートタイム労働者の数及び割合、その男女比、待遇の改善の実態について、報告されたい。
- (3) いわゆるフルタイム・パートの実数、その男女比、差別の是正あるいは待遇の改善の実態について、報告されたい。

(2) 派遣労働

厚生労働省の調査によると、2006年度の年間で就業経験がある派遣労働者

は約321万人で、2005年度より26.1%増加している。このうち、登録型派遣労働者は61.6%、常用雇成型派遣労働者は38.4%となっており、性別で見ると、男性は登録型37.7%、常用雇成型62.3%、女性は登録型75.8%、常用雇成型24.2%となっている。賃金については、8時間換算で見た場合、一般労働者派遣事業の平均日額が10,571円(対前年比0.5%増)特定労働者派遣事業の平均日額が14,156円(対前年比0.7%減)となっている。

また、常用型では、1日8時間週5日労働であり、月給が多く、平均年収は約337万円である一方、登録型は、1日約7時間、週5日労働であり、時間給が多く、平均年収約242万円である。

当連合会は、「旧均等法が制定され、約10年を経てようやく募集・採用、配置・昇進を含めて差別禁止が規定され、法制上は男女平等に向けて前進したが、派遣労働者は、雇用形態が異なることを理由に格差は容認されてきた」ことを指摘し、派遣労働者と派遣先労働者との均等待遇を確立するべきであるとの意見を述べた。

前述のとおり、現在においても、女性派遣労働者は身分が不安定で賃金の低い登録型の75.8パーセントの割合を占めており、雇用形態の異なることを理由にした格差の是正に向け、同一価値労働同一賃金の原則に基づいた取り組みが必要である。

309～310

- (1) 派遣労働者の数及びその男女比、常用雇成型派遣労働者・登録型派遣労働者の各々の数及びその男女比、常用雇成型派遣労働者・登録型派遣労働者の各々の賃金及びその男女差、常用雇成型派遣労働者・登録型派遣労働者の各々の雇用期間等についての詳細な情報を提供されたい。
- (2) 派遣労働者に対する均等待遇についての立法動向について情報を提供されたい。

5. 同一価値労働同一賃金

317 労働基準法4条を改正して、同一価値労働に対する同一賃金の原則を明記すべきである。

現在では性別に関するあからさまな賃金差別は少なくなったが、それに代わって、雇用形態等の雇用管理区分によって、同等の労働に従事させながら賃金格差を生じさせているケースが非常に多くなっている。パートなど非正規雇用形態は圧倒的に女性が多く、そのため男女の賃金格差がなかなか解消しないという事態が生じており、その是正のための法規制として、労働基準法4条を改正して同一価値労働同一賃金の原則を明記すべきである。

政府は、同一価値労働同一報酬の法制化を検討しているか否かを明らかにされたい。

ILO条約勧告専門家委員会は、2008年報告第100号条約日本関係において、「労働基準法4条は同一価値労働同一報酬の要素を引き合いに出していないので、条約の原則を十分に反映していない」と述べている。

317 男女間賃金格差について、2003年以降の各年度の統計情報を報告されたい。

319 ガイドラインの作成及び労使団体等を通じたパンフレットの配布などによる周知・啓発について、どの程度周知・啓発されているか、男女間賃金格差の縮小にどのような効果があるかを報告されたい。

318 公正・透明な賃金制度や人事評価制度の整備について、具体的にどのような賃金制度や人事評価制度が取り入れられているのか、ガイドラインの作成・パンフレットの配布などの他に公正・透明な賃金制度や人事評価制度の促進のために取られている施策は何かを報告されたい。

6. 女性の家庭内の活動の実態

322

(1) 育児、介護を含む家事責任が依然として女性により担われているこの要因が古典的性的役割分担意識にあることに鑑み、古典的性別役割分担意識の誤りと是正の必要性を国民に啓発し、男女双方の育児休業及び介護休業の取得率が向上するよう、具体策を施策を講じるべきである。

(2) 社会生活基本調査の一部として実施されている生活時間調査について、その結果を報告されたい。この調査結果に基づき、家庭内の仕事の男女間の平等な分担を促進するために、育児・介護休業法における取組み以外に取られている施策はあるか、あれば具体的に報告されたい。

委員会の総括所見は、パラ369第3文において、主に女性が直面している個人・家庭生活と職業・公的な責任との調和における困難に深い懸念を表明し、パラ370第3文において、家庭内の仕事の男女間の平等な分担の促進、家庭や労働市場における女性の役割についての固定観念に基づく期待が変わることが奨励されることを勧告している。

7. 育児・介護期における条件整備の充実

332 育児・介護休業は、所得の補償が雇用保険による原則40%に過ぎず、そのうえ、正規雇用者など一般労働者における男女の1時間当たり平均所定内給与は男性一般労働者を100とすると女性は68.1であり、男性一般労働者と女性短

- 時間労働者としては男性一般労働者を 100 とすると女性短時間労働者は 47.7 と大きい状況にあり、経済的にも男性が育児・介護休業を取得するのは困難である。
- (1) 在職中に出産又は配偶者が出産した者に占める男性の育児休業取得者の割合は男女別に見ると女性は 88.5%、男性は 0.57% であり(平成 18 年度女性雇用管理基本調査) 男性取得者は極めて低い水準にある。
- 政府はその原因についてどのように分析しているか、分析結果を報告されたい。
- (2) 介護が必要となった場合の介護休業取得者に占める男女の割合はどうなっているか報告されたい。男性の取得率が低い原因についての分析結果を報告されたい。
- 333 2005 度より男性の育児参加を可能とするような職場作りに向けたモデル的な取組みを行う事業主に対して助成を行っているところがあるが、2005 年から 2007 度までの各年度における助成の字数及び具体的な取組みの内容その結果を報告されたい。
- 336 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を、全労働者一律の計画的な時短を図る法律から、育児を始め労働者個々人の生活等に配慮して労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的取組みを促進する法律に改正し、2006 年 4 月 1 日、改正法が施行されたところがある。改正法施行後の男女の労働時間の実態、時短の効果について報告されたい。
- 339 人事院が 2004 年 12 月に新設した男性職員の育児参加休暇、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務等について、その運用状況を報告されたい。育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務については、各々、男女比についても報告されたい。

8 . 少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書

- 349,350 少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書をもとにとられた男女共同参画に関する施策につき、その内容を明らかにされたい。

第 12 条(保健の分野における差別の撤廃)

- 359 代理出産も含め生殖医療に関する現状及び問題点について報告されたい。
- 362 女性の性の自己決定権に関する記述として、女性の主体的な避妊のための環境整備の項目の記載のみでは不十分である。男女共同参画基本計画(平成 12 年 12 月 12 日閣議決定)においても言及されている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点から、女性の性の自己決定がどのようになされているか、避妊方法の現状等の統計資料を含めて実情を報告されたい。
- 365 ~ 368 発達段階に応じ、どのような性教育が行われているのかカリキュラム

を含め具体的に記述されたい。又性教育に関するデータ、資料を提出されたい。

365~367

- (1) 「中央教育審議会における議論の結果を踏まえ」とあるが、平成18年2月13日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告では、「学校における性教育については、子どもは社会的責任を十分には取れない存在であり、また、性感染症等を防ぐという観点から、子どもの性行為については適切でないという基本的スタンスに立ち、人間関係の理解やコミュニケーション能力を前提として、心身の機能の発達などの科学的知識、理性により行動を制御する力、自分や他者の尊重の心をはぐくむことなどが重要である。」とされている。今後政府としても同様の観点から性教育の在り方の見直しを進めるということか。
- (2) その場合、「子どもの性行為については適切でない」とのスタンスから、避妊方法等については指導しないという方向で見直しが進むのかどうか、報告されたい。

第13条（他の経済的および社会的分野における差別の撤廃）

373~374 未婚の母を含む母子家庭の母および寡婦につき、所得、住居等を含む生活状況に関するデータを報告したうえで、それらのデータから明らかになる問題点に対し、どのような対策を行っているのか報告されたい。

母子寡婦対策を行うに当たっては、母子家庭等の現在の生活状況を把握したうえで、そのニーズに合致した適切な支援を行う必要があるところ、母子世帯の1世帯当たり平均所得金額は211万9千円（全世帯では563万8千円）であり、そのうち10.6%は「公的年金・恩給以外の社会保障給付金」（含児童扶養手当）である。全世帯と比較して低い水準となっていることなども含め、政府報告には母子家庭等の現状に関する記載が全くない。（「平成19年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」参照）

自立支援に関し、利用状況等のデータを明らかにされたい。

生活保護法との関係では、2005年4月から3年かけて、16歳から18歳の子に対する母子加算が段階的に廃止され、さらに、15歳以下の子に対する母子加算も、2007年4月から3年かけて2009年4月までに廃止されることとなった。

その結果、京都、広島、青森、札幌において、母子加算の削減につき、生存権を侵害するものであるとして、生活保護変更決定の取消を求める訴訟が提起されている。

374

- (1) 母子家庭の支援策につき、経済的支援から就労支援へと方針が転換された

ことにより、世帯が受ける具体的影響（児童扶養手当の減額）についても報告されたい。また、就労支援策に関しては、具体的な支援策が必ずしも利用者のニーズに合致していないという問題点等も指摘されていることから、支援策の具体的内容及び利用状況に関するデータを報告すべきである。

- (2) 養育費に関し、母子及び寡婦福祉法の改正（養育費支払の努力義務、5条）民事執行法の改正（定期金債権の執行手続の改正、差押禁止範囲の減縮、間接強制）など、養育費の履行確保を強化するための法改正がなされた。しかしながら、離婚母子家庭のうち、養育費の取り決めをしている世帯は38.8%にすぎず、また現に養育費を受給している者は19.0%にすぎない。

離婚時における養育費の取り決め状況や受給額を含む養育費の受給状況等についても報告すべきである。

なお、第5回政府報告においては、統計資料として、母子世帯及び父子世帯に関する統計（90、92）が提出されており、母子世帯の収入状況や離婚した場合の養育費の受給状況等について報告されている。

第14条（農村の女子に対する差別の撤廃）

385 資料一覧44、45のデータについて、各分類における認定農業者の数を明らかにされたい。農業経営法人の数及びその法人代表者の男女比を明らかにされたい。

第15条（法の前の男女平等）

第9条国籍に関する男女の平等及び第16条1.家族に関する法律の整備の記述を参照されたい。

第16条（婚姻及び家族関係にかかる差別の撤廃）

国は、可及的速やかに待婚期間の短縮、婚姻年齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度導入等を含む民法改正案を、国会に上程し、これらを実現すべきである。

1. 家族に関する法律の整備

393 婚姻及び離婚制度の改正（1996年の民法改正要綱）が進まないことについてどう対処するのか、報告されたい。

2003年の女性差別撤廃委員会の日本政府への最終コメントで、委員会は民法上の差別条項に懸念を表明し（パラグラフ35）これらの差別的条項を削除し、立法や行政実務を条約に適合させることを求めた（パラグラフ36）。それから5年が経過したが、民法上の差別条項は存在し続けている。これらの条項削除（民法改正）は、国会の中の反対勢力に阻止されて12年が経過している。政府としては、民法改正実現のために、積極的な施策を追求すべきである。時間が経過すれば自

然に理解が得られる性質のものでないことは、明らかである。

日弁連は、選択的別氏制度を支持し、待婚期間、婚姻年齢、婚外子差別を撤廃すべきとの意見を繰り返し表明してきた。

2. 家庭内暴力

395

(1) DV防止法は、更なる改正がされるべきである。

政府は暴力の原因をどのように分析しているのか。原因除去の具体策としてどのようなことを考えているのか。

2007年改正後も保護命令制度の問題点(保護命令に執行力がない、退去命令の期間が2ヶ月と短い、禁止される行為が限定的であるなど)は解決されていない。

(2) 女性に対する配偶者からの暴力防止には、より根本的な解決策として、人権教育、ジェンダー教育が必要である。DV等女性に対する暴力根絶のための人権教育、ジェンダー教育はどのように義務教育課程および高等学校課程において行われているのか、具体的に教育課程別に報告されたい。

397-399 配偶者暴力相談支援センターの機能が十分に果たせるようにするために、職員の質及び量の確保などを実現するための財政的手当等をどのように考えているのか、明らかにされたい。

400-401 職務関係者への研修

(1) 2003年の女性差別撤廃委員会の日本政府への最終コメントで、委員会は「条約に関する認識、特に間接差別の意味と範囲についての認識を向上させるためのキャンペーンを、とりわけ国会議員、裁判官及び法曹関係者一般を対象に行うことを勧告する」としている。このようなキャンペーンを行ったか。行ったならばどのようなキャンペーンであったのか、具体的に報告されたい。

DV防止法は職務関係者への教育・研修を定めているが、司法関係者への研修がどのようになされているのか、政府報告47項によっても、必ずしも具体的に明らかでない

(2) 裁判官等司法関係者に対して、現行DV防止法の限界と将来の改正のあるべき姿についてを含む実効的な人権教育・ジェンダー教育を行い、女性に対するドメスティックバイオレンスについての司法関係者の認識を徹底させるべきである。

(3) 裁判官等司法関係者への教育はどのように行われているか。

(4) 司法関係者以外の政府、地方自治体の職員への教育はどのように行われているか。

403 配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助の利用者はどの位

いるのか。

405-407 啓発方法として、冊子よりも有効なメディアの利用などを検討すべきではないか。

422 「子どもの電話 110 番」の専用電話設置からこれまでの間、受け付けた女児に対する差別等の人権侵害に関する相談の件数、被害者とその他の別にした相談者及び相談内容のデータを報告されたい。

以上